

## 平成26年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 26-2-4)

<b>施策名</b>	健やかな体の育成及び学校安全の推進
<b>施策の概要</b>	児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることでできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る。

<b>達成目標 1</b>	児童生徒の心身の健康課題を改善する。						
<b>成果指標 (アウトカム)</b>	基準値	実績値					目標値
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度
① 保健学習推進委員会報告書における健康は幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合	高3男子 87.8% 高3女子 92.1%	-	高3男子 90.1% 高3女子 93.1%	-	-	-	高3男子 93% 高3女子 95%
年度ごとの目標値	-	-	高3男子 90% 高3女子 95%	-	-	-	-
<b>成果指標 (アウトカム)</b>	基準値	実績値					目標値
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度
② 薬物等に対する意識等調査報告書における薬物乱用に対する考え方で、「絶対に使うべきでないし許されることではない」と答える割合	小6 91.9% 中3 87.6% 高3 81.7%	-	-	-	小6 94.2% 中3 89.6% 高3 88.7%	-	小6 100% 中3 100% 高3 100%
年度ごとの目標値	-	-	-	-	小6 95% 中3 90% 高3 90%	-	-
<b>成果指標 (アウトカム)</b>	基準値	実績値					目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
③ 効果的な学校保健活動の好事例	-	-	千葉県における事例等	島根県における事例	山梨県における事例	岡山県における事例	好事例の創出
年度ごとの目標値	-	-	好事例の創出	好事例の創出	好事例の創出	好事例の創出	-
<b>活動指標 (アウトプット)</b>	基準値	実績値					目標値
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
④ 学校保健委員会の設置率(公立学校全体(大学を除く))	85.7%	88.3%	震災により調査中止	90.2%	91.6%	92.6%	100%
年度ごとの目標値	-	-	90.0%	90.0%	95.0%	95.0%	-
⑤ 薬物乱用防止教室の開催率(公立中学校・高等学校・中等教育学校)	64.1%	78.4%	83.9%	86.3%	87.1%	88.1%	100%
年度ごとの目標値	-	-	80.0%	85.0%	90.0%	90.0%	-

### 【目標・指標の設定根拠等】

自己や他者の健康の保持増進を図ることができる能力の養成は学校保健の重要な目的の一つであり、中央教育審議会答申（平成二十年一月十七日）においても「子供は守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。」と提言されている。児童生徒が心身の健康課題の改善を自ら図れるようになるためには、まずは日常生活における健康の重要性を認識する必要があり、健康は幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合を高めるよう取り組む必要がある。

また、近年、子供の健康課題は多様化しており、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援する必要性が高まっている。学校保健安全法第10条においても「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」と規定されており、学校保健委員会（学校、家庭、地域の専門機関等が連携して学校における健康課題を協議し、健康づくりを推進するための組織）を含めた関係機関との連携は児童生徒の健康課題を改善するに当たって大変重要である。

なお、教育振興基本計画には以下の記載がある。

#### 第2期教育振興基本計画（成果目標1基本施策3（3-1））

○学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また、学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する。

※指標①、④は、教育振興基本計画で指標として設定されている。

また、近年、青少年による覚せい剤事犯の検挙者数は減少傾向にあるが、大麻、MDMA等錠剤型合成麻薬事犯の検挙者の6～7割を未成年及び20歳代の若者が占めていることから、青少年を中心に乱用されている現状が懸念されている。薬物は心身の健康のみならず人格の形成にも重大な影響を与え、加えて社会に及ぼす影響が大きいいため、児童生徒に対して薬物乱用防止教育を行うことは大変重要である。児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。

なお、第四次薬物乱用防止五か年戦略には以下の記載がある。

#### 第四次薬物乱用防止五か年戦略（一部抜粋）

p 4 4目標1（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

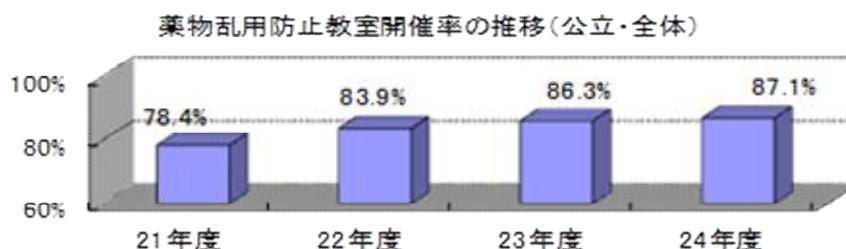
・学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。

・薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

・薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図る。

### 【施策・指標に関するグラフ・図など】

【活動指標⑤：薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）】



達成目標 2	児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
① 朝食を欠食する子供の割合(小学校)	1.5%	—	1.5%	—	—	—	0%
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
② 家庭・地域と連携した食育推進のための実践的な取組の好事例	—	—	—	愛知県安城市における事例	佐賀県武雄市における事例	山形県寒河江市における事例	好事例の創出
年度ごとの目標値	/	—	—	好事例の創出	好事例の創出	好事例の創出	/
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
③ 栄養教諭配置数の増加数(人/年)	627人	716人	474人	409人	362人	397人	400~600人
年度ごとの目標値	/	—	400~600人	400~600人	400~600人	400~600人	/
④ 学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)	21.2%	26.1%	25.0%	25.7%	25.1%	25.8%	30.0%
年度ごとの目標値	/	—	—	30.0%	30.0%	30.0%	/

【目標・指標の設定根拠等】

近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。

学校における食育の推進に関しては、中核的役割を担う栄養教諭制度の導入により食育指導体制の充実を図るとともに、各自治体の食育の取組の中から好事例の創出を促し、食育の推進に取り組んでいる。

学校における食育の「生きた教材」である学校給食の食材として地場産物を活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する感謝の念を育む上で、重要であり、その使用割合の向上については、平成17年度に成立した「食育基本法」に基づいた第2次食育推進基本計画における目標数値としても定められている

第2期教育振興基本計画(成果目標1基本施策3(3-1))

○栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて、食に関する指導を充実させるため、学校給食において地場産物を活用する取組を促すとともに、米飯給食の一層の普及・定着を図る。

第2次食育推進基本計画(一部抜粋)

第2 食育の推進の目標に関する事項

(3) 朝食を欠食する国民の割合の減少

○朝食の欠食が若い世代を中心に、依然として高い状況であり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するために、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標とする。

具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども(小学生)については、平成12年度の4%から19年度に1.6%となっている割合を、27年度までに0%とすることを旨とする。

(4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加

○学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要であ

るほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを旨とする。また、各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも前述の学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する。具体的には、平成24年度において全国平均77%となっている割合（食材ベース）について、平成27年度までに80%以上とすることを旨とする。

※なお、指標①、④は、第2次食育推進基本計画と教育振興基本計画において、指標として設定されている。

【施策・指標に関するグラフ・図など】

【活動指標④：学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）】

学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）



達成目標 3		学校における児童生徒の安全を確保する。また、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の充実を図る。					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
① 学校安全に関する取組の好事例	—	—	愛媛県における事例など	東京都における事例など	長崎県、神奈川県における事例	埼玉県、愛知県における事例	好事例の創出
年度ごとの目標値	—	—	好事例の創出	好事例の創出	好事例の創出	好事例の創出	—
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
② 児童生徒等に対する安全指導について学校安全計画の中に学校安全の3領域（生活安全、交通安全、災害安全）の内容のいずれかを盛り込んでいる学校の割合	—	—	—	95.2%	—	調査中（12月～1月に記載予定）	100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	100%	—
	基準値	実績値					目標値
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
③ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、	90.3%	—	—	90.3%	—	調査中（12月～1月に記載予定）	100%

災害安全に関する内容を盛り込んでいる学校の割合							
年度ごとの目標値		—	—	—	—	100%	
	基準値	実績値					目標値
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
④ 地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている学校の割合	64.2%	92.4%	—	93.9%	—	調査中（12月～1月に記載予定）	95%
年度ごとの目標値		—	93.0%	93.0%	—	95.0%	

**【目標・指標の設定根拠等】**

学校において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものであり、各学校において、事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒等の安全の確保が的確になされるようにすることが重要である。また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められており、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

学校保健安全法では、第27条において各学校に学校安全計画の策定を義務付けており、各学校は学校安全計画に基づき生活安全、交通安全、災害安全に対応した安全対策を講じる必要がある。また、同法第29条では突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危機等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保するうえで非常に重要な役割を担っている。

また、学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められており、学校保健安全法第30条にも規定されているところである。

これらの学校安全に関する取組が適切かつ効果的に行われ、また、学校における防災教育を含めた安全教育を充実することにより、各学校において児童生徒が安全に学ぶことができる環境を整備し、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが必要不可欠である。

なお、第2次教育振興基本計画及び学校安全の推進に関する計画には以下の記載がある。

**第2期教育振興基本計画（成果目標7基本施策19（19-2））**

○生活安全・交通安全・災害安全の三つの領域を通じて、危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し、共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。

○学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。

○国公私を問わず、関係部局や地域住民・保護者と連携した学校の施設・設備の安全点検等を含む学校安全計画及び危険等発生時対処要領の改善を促すとともに、学校安全の中心的役割を果たす教職員に対する研修の充実、外部専門家等の活用促進等を通じて安全管理体制の充実を図る。また、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修の促進等により、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全を推進する。

○特に、通学路について、関係府省が連携し、学校や教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関による交通安全の確保に関する取組が現場で進むよう促す。また、安全点検をはじめとする取組を推進するに当たっては、保護者や地域住民などの関係者との連携も推進する。

**学校安全の推進に関する計画（一部抜粋）**

**3. 学校における安全に関する組織的取組の推進**

**（1）学校安全計画の策定と内容の充実**

**<具体的な方策>**

○国は、早急に全ての学校において学校安全計画が策定され、その内容の充実が図られるように、学校における安全に関する取組状況など必要な情報を収集するとともに、積極的な情報提供を行う。

**（5）危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応**

**<具体的な方策>**

○国は、学校や学校の設置者に対し、東日本大震災を踏まえて国において作成したマニュアル作成の手引等を活用し、全ての学校において速やかに危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するよう促す。

#### 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

##### (1) 地域社会との連携推進

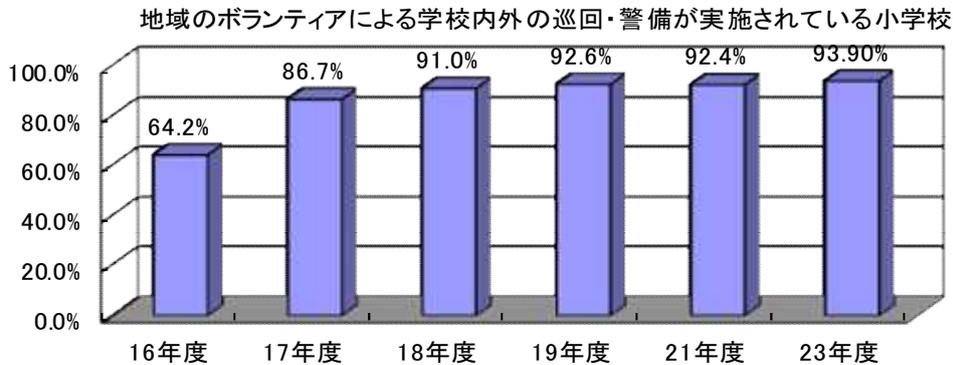
<具体的な方策>

○国は、学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアに最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など専門的な指導を行うため、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修を促進する。

○安全教育は、学校だけが行うのではなく、保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。この観点からも、各学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等の取組を進めることが望ましい。また、学校を拠点とする総合型地域スポーツクラブや児童生徒等が危険な際に駆け込める場所づくりなど学校安全の取組について、保護者や地域住民、設置者の異なる学校間など多様な関係者と連携する様々な方策が考えられる。

#### 【施策・指標に関するグラフ・図など】

【活動指標④：地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合】



### 達成手段

(事業・税制措置・諸会議等)

(単位：百万円)

名称 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度					
薬物乱用防止教育 推進事業(平成11 年度)	30.4 (20.9)	25.4 (17.9)	21.5	薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生向けの啓発教材の作成等を行うとともに、薬物乱用防止教室推進のための講習会の実施、シンポジウム等を行う。	1-②、 ⑤	0076	学校健康 教育課
児童生徒の心と体 を守るための啓発 教材の作成(平成 17年度)	74.9 (66.5)	73.7 (80.6)	71.5	児童生徒が自らの心と体を守ることができるようになるため、がん予防の大切さ、喫煙、飲酒、薬物乱用や性感染症などについて、総合的に解説する啓発教材を作成し、配布する。	1-①、 ②、③	0077	学校健康 教育課
児童生徒の現代的 健康課題への対応 事業(平成17年 度)	38.9 (33.2)	27.4 (28.4)	40.8	アレルギー疾患など児童生徒の現代的な健康課題に対して、教師が正しく現状を把握し適切な対応を行うことができるよう、講習会等を行う。また、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。	1-①	0078	学校健康 教育課
健康教育関係調査 費等(平成19年 度)	15.9 (14.6)	16 (16.1)	16	全国学校保健研究大会等各種研究協議会の開催や、健康教育に関する文部科学大臣表彰の実施を行う。	達成目 標1	0079	学校健康 教育課

学校安全推進事業 (平成 15 年度)	50.3 (31.6)	203.8 (47.2)	102	<p>防犯教室や交通安全教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施するとともに、心肺蘇生法の実技講習会を実施する。</p> <p>また、通学路の安全を確保するため、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行うほか、新たに通学路安全対策アドバイザー協力の下、交通安全教育の実施を支援する。</p> <p>さらに、学校や教育委員会等における事件・事故災害後の適切な対応を図るため、これまでの発生した事件・事故災害における学校等の対応について調査するとともに、今後留意すべき対応策について取りまとめ、教育委員会等に周知する。</p>	3-①、 ②、④	0080	学校健康 教育課
学校給食の衛生管理等に関する調査研究（学校給食の現代的課題に関する調査研究に統合）	59.4 (44.8)	41.7 (20.7)	—	学校給食における衛生管理の在り方についての調査研究を実施する。また、退職栄養教諭・学校栄養職員等を衛生管理に関する指導補助者として委嘱し、指導主事等とともに、学校給食衛生管理基準の施行後の状況調査・指導を行う。	達成目 標 2	0085	学校健康 教育課
栄養教諭育成講習事業（平成 17 年度）	1.5 (1.6)	1.4 (2.6)	1.4	現職の学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得できるようにするための講習会を開設する。	2-③	0082	学校健康 教育課
食生活学習教材の作成・配布（平成 13 年度）	63 (61.8)	63 (81.8)	26	児童生徒が自らの食生活を考え、食に関する実践力を身に付けることができるようにするため、小学校低学年から継続した食に関する指導を行うための学習教材を作成し、配布する。	達成目 標 2	0083	学校健康 教育課
学校給食の現代的課題に関する調査研究（平成 19 年度）	7.1 (3.1)	7.4 (3.1)	32.6	中学校における学校給食の実施率改善、学校給食費未納問題への対応、個別指導への対応など、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究等を行う。	達成目 標 2	0085	学校健康 教育課
災害共済給付事業（昭和 35 年度）	2,560 .4 (2,56 0.4)	2,559 .5 (2,55 9.5)	2,378 .5	学校の管理下で災害にあった児童生徒等の速やかな救済とともに学校教育の円滑な実施に資するため、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を実施する。	達成目 標 3	0086	学校健康 教育課
日本学校保健会補助（昭和 48 年度）	45.1 (45.1)	45.1 (45.1)	45.1	公益財団法人日本学校保健会が行う学校保健に関する普及指導事業、調査研究事業及び健康増進事業について、必要な事業の一部を補助する。	達成目 標 1	0087	学校健康 教育課
学校保健課題解決支援事業（平成 24 年度）	33.2 (15.2)	36.1 (17.2)	16.4	児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行うとともに、その結果等について全国的な発信を行う。	達成目 標 1	0088	学校健康 教育課
防災教育推進事業（平成 24 年度）	60.1 (23.7)	139.7 (94.7)	135.3	東日本大震災を踏まえ、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜こうとする「主体的に行動する態度」を育成する防災教育、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育、地域住民や保護者・関係機関との連携体制を構築・強化しながら児童生徒及び学校の災害対応能力を高める防災訓練等の手法を開発・普及するための支援を実施する。特に南海トラフ巨大地震に関する地域に対して重点的に実施。さらに、教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るため防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施する。	3-①、 ②、③	0089	学校健康 教育課
心のケア対策推進事業（児童生徒の現代的健康課題へ	—	29.2 (9.0)	40.8 の内 数	学校における児童生徒等の心のケアに対する対応の充実を図るため、教職員等を対象とした研修会、シンポジウム、教職員向	達成目 標 1	0078	学校健康 教育課

の対応事業に統合)				け指導参考資料の作成等を行う。			
がんの教育総合支援事業(平成 26 年度新規)	—	—	15.6	がんに関する教育への取組を推進するため、有識者からなる検討会を設置し、がん教育の先進事例の分析・調査等を行うとともに、各都道府県等が主体的に行うがんの教育に関する多様な取組に対して支援を行う。	達成目標 1	新 26-00 13	学校健康教育課
高等学校における保健教育の指導参考資料の作成(平成 26 年度新規)	—	—	12.2	高等学校における保健教育を一層推進するため、保健体育科、特別活動、総合的な学習の時間などの保健教育の実施状況を踏まえ、課題を明確にした上で、改善点を踏まえた資料を作成し、全国の高等学校等に配布する。	1-①、②、③	新 26-00 14	学校健康教育課
スーパー食育スクール事業(平成 26 年度新規)	—	—	200.7	学校における食育を推進するため、各種外部機関と連携し、食育プログラムを開発するモデル事業(スーパー食育スクール)を実施し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら食育の推進を図る。	達成目標 2	新 26-00 15	学校健康教育課
学校給食における食物アレルギー対策推進事業(平成 26 年度新規)	—	—	24.1	学校給食における食物アレルギー対応の充実を図るため、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を分かりやすく示した資料を作成して全国の学校へ配付するとともに研修内容の充実を図り、教職員等の理解促進を図る。	達成目標 2	新 26-00 16	学校健康教育課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

事業名 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
—	—	—	—	—	—	—	—

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	3,433,515 ほか復興庁一括 計上分 0	3,404,945 ほか復興庁一括 計上分 216,269	3,139,599 ほか復興庁一括 計上分 176,821	3,595,322 ほか復興庁一括 計上分 68,596
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	△11,898 ほか復興庁一括 計上分 0	△7,301 ほか復興庁一括 計上分 0	0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>	
	繰越し等	33,986 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	3,455,603 ほか復興庁一括 計上分 0	3,397,644 ほか復興庁一括 計上分 216,269		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

執行額（千円）	3,219,501 ほか復興庁一括 計上分 0	<3,095,749> ほか復興庁一括 計上分 137,584		
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名称	年月日	関係部分抜粋
第四次薬物乱用防止五か 年戦略	平成 25 年 8 月 7 日	<p>P.4 1 行目～18 行目 目標 1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進</p> <p>P.4 19 行目～P.5 30 行目 (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化</p> <p>P.6 27 行目～P.7 30 行目 (4) 広報啓発活動の強化</p> <p>P.7 31 行目～P.8 9 行目 (5) 関係機関による相談体制の充実</p> <p>P.8 10 行目～P.9 17 行目 (6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化</p>
第 2 次食育推進基本計画	平成 23 年 3 月 31 日	<p>P.10 16 行目～24 行目 第 2 食育の推進の目標に関する事項 2. 食育の推進に当たっての目標 (4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加</p> <p>P.14 14 行目～P.16 14 行目 第 3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進 (1) 現状と今後の方向性 (2) 取り組むべき施策 (食に関する指導の充実) (学校給食の充実) (食育を通じた健康状態の改善等の推進)</p>
学校安全の推進に関する 計画	平成 24 年 4 月 27 日	<p>P.6 27 行目～P.10 17 行目 II 学校安全を推進するための方策 1. 安全に関する教育の充実方策 (1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点 (2) 教育手法の改善</p> <p>P.12 1 行目～P.14 5 行目 II 学校安全を推進するための方策 1. 安全に関する教育の充実方策 (4) 避難訓練の在り方 (5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育</p> <p>P.16 21 行目～P.18 9 行目 II 学校安全を推進するための方策 2. 学校の施設及び設備の整備充実 (2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実</p> <p>P.20 29 行目～P.25 22 行目 II 学校安全を推進するための方策 3. 学校における安全に関する組織的取組の推進 (3) 学校における安全点検 (4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進 (5) 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応</p> <p>P.25 23 行目～P.28 14 行目 II 学校安全を推進するための方策</p>

4. 地域社会, 家庭との連携を図った学校安全の推進  
(1) 地域社会との連携推進

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

<学校保健について>

○薬物等に対する意識等調査報告書(平成19年3月)

(作成: 文部科学省)

(所在: 公益財団法人日本学校保健会「学校保健」ポータルサイト

<http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/images/theme/yakubutu/H19isikichosa.pdf>)

○学校保健委員会の設置率(公立学校全体)(学校健康教育課調べ)

○薬物乱用防止教室の開催率(公立中学校・高等学校・中等教育学校)(学校健康教育課調べ)

<学校給食・食育について>

○「学校給食栄養報告」(学校給食における地場産物の使用割合を含む)

(作成: 文部科学省)

(所在: 文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa05/eiyou/1266982.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/1266982.htm)))

○「栄養教諭の配置状況」

(作成: 文部科学省)

(所在: 文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/08040314.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm)))

<学校安全について>

○「学校の安全管理の取組状況に関する調査」(平成24年度から「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」)

(作成: 文部科学省)(作成又は公表時期: 隔年度3月)(基準時点又は対象期間: 前年度3月末時点)

(所在: 文部科学省ホームページ

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289303.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm)))

評価実施予定時期

平成27年度・平成29年度

主管課(課長名)

スポーツ・青少年局学校健康教育課(大路正浩)

関係課(課長名)

—